

# 枚方市立サプリ村野NPOセンター 長期利用室 使用団体 募集要項

令和6年(2024年)3月

枚 方 市

## 1. 募集目的

NPOや市民活動団体の長期的な活動拠点として長期利用室を使用する団体（以下「使用団体」という）を募集し、活動場所を提供することで継続的な活動支援を図るもの。

## 2. 施設の概要等

### ① 名称

枚方市立サプリ村野NPOセンター

### ② 住所

枚方市村野西町5-1 サプリ村野内

### ③ 使用施設概要

長期利用室(大)・・・65.6㎡ 1室(個室) 定員30人

### ④ 開館時間

9:00～21:00

(12月29日から1月3日までは休館)

### ⑤ 使用料

長期利用室(大)・・・月額41,900円

※ 市外団体および営利・政治・宗教団体は倍額

※ 月額使用料に光熱水費を含む。

### ⑥ 使用期間(更新により最長3年間(年度)の使用が可能)

令和6年(2024年)年6月1日(土)から令和7年(2025年)3月31日(月)まで

### ⑦ 施設の設備

机	1台	コンセント(最大1500W)	2個
イス	1脚	パソコン用LAN	1個
更衣ロッカー(ひとり用)	1台	電話受け口	1個

※ インターネットを使用する場合、プロバイダー契約に伴う費用は団体負担

### ⑧ その他

給湯室・トイレは共用

長期利用室の使用団体が情報交換等に活用できる交流室が使用可能

### 3. 応募方法

① 申込書等受付期間

令和6年(2024年)4月30日(火)17時30分まで

※ 申込み数が募集の数を超える場合は、抽選を行います。

② 申込み受付場所

枚方市 市長公室 市民活動課

〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市役所 別館3階

③ 申込みに必要な書類

申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

定款(または会則)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

事業計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

収支予算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

代表者の住民票の写しまたは住民票記載事項証明書・・・・・・・・1部

その他パンフレットなど活動内容のわかるものがあれば・・・・・・・・1部

④ 申込みの手続き

受付期間内に申込みに必要な書類を直接、受付場所へ持参してください。1団体1室まで。

電話、ファクス及びEメールによる申込みは受け付けません。また、一度提出された申込書等は一切返却できませんので、ご了承ください。

### 4. 選定方法

提出書類を審査し、要件を満たしている場合、使用許可の決定を行います。なお、申込み多数となった場合は、抽選を行いますので、令和6年(2024年)5月20日(月)午前10時にサプリ村野南館2階市民活動研修室までお越しください(代理可)。

抽選を実施する場合は、事前に申込みのあった団体に連絡します。

当日、欠席された場合は、申込みを辞退したものとして取り扱います。

### 5. 許可方法

使用許可期間は、許可日にかかわらず年度末を限度とし、1か月以上の使用を許可要件とします。ただし、更新を希望する場合は、最大2回(最長3年間(年度))の更新が可能です。更新方法は、許可期間の末日の3か月前の日までに所定の申請書を提出してください。

### 6. 使用料の納付

使用料の支払いは、使用する月の前月末日までに、納付してください。納付が確認できない場合は、使用許可を取り消す場合があります。

また、納付期限を過ぎても納付がない場合は、枚方市債権管理及び回収に関する条例の規定により、延滞金が発生することがあります。

## 7. 使用の中止と使用料の還付

使用を中止する場合は、中止届出書を提出してください。中止しようとする日の1か月前の日までに申し出た場合は、使用料の還付を行います。

ただし、期限を過ぎた場合の使用料の還付は行いません。

## 8. 使用上の条件

- ① 使用許可の条件を遵守し、使用料を確実に納付してください。
- ② 施設使用の権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。
- ③ センターの施設等を目的外に使用したり他のものに使用させたりすることはできません。
- ④ 災害等が発生した場合は、本市への協力をお願いします。
- ⑤ 年間数回の計画停電や避難訓練の際は、市の要請に協力してください。
- ⑥ 本市が実施するセンターの施設等における工事への協力をお願いします。

## 9. 施設の使用について

- ① 施設の鍵の受け渡しは受付事務所で行います。退室後は速やかに返却してください。
- ② 施設内は常に清潔を保つようにし、共有部分等についての維持管理に協力してください。
- ③ 敷地内は、全面禁煙です。
- ④ ごみは各使用団体で処理してください。
- ⑤ 貴重品の管理は各使用団体で責任を持って行ってください。
- ⑥ 各備品・設備等を破損や滅失した場合は、原状に回復してください。

## 10. 物品の販売等の許可

施設内において次に掲げる行為をしようとするときは、事前に市に報告し、市長の許可を受けてください。

- ① 物品の販売その他これに類する行為
- ② 広告物の掲示及び配布
- ③ 施設内部で工事等を行う場合（大規模工事はお断りする場合があります）
- ④ 前各号に掲げるもののほか、市長が管理運営上必要と認める行為

## 11. 使用許可の取消し等

次に該当するときは、使用許可を取り消しすることがあります。

- ① 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- ② センターの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- ③ 祭事等の宗教行事又は布教活動に該当すると認めるとき。
- ④ 専ら営利を図る活動に該当すると認めるとき。

- ⑤ 入会、寄附等の勧誘その他これに類する行為（市長が特に認めるものを除く。）を伴う活動に該当すると認めるとき。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はその利益になるおそれがあると認めるとき。
- ⑦ 条例・施行規則などの各種規定に違反する場合や施設の管理運営上支障があると認めるとき。
- ⑧ 個人で使用していると認められるとき。
- ⑨ 前各号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。
- ⑩ 本市が使用許可した財産を公用又は公共用に供するために必要とするとき。
- ⑪ 使用許可条件に違反したとき。
- ⑫ 申請時の資格を失ったとき。

## 12. 許可終了時の条件等

使用団体は、使用許可期間が満了したとき又は使用許可を取り消された場合には、直ちに使用者の負担で使用許可を受けた財産を原状回復し、返還しなければならない。

## 13. 損害賠償

使用団体は、施設の使用にあたり本市又は第三者に損害を与えたときは、すべて使用者の責任において、その損害を賠償しなければならないものとする。

## 14. 現地見学

施設の見学を希望される場合は、事前に市民活動課へ電話またはファックス、Eメールでお申込みください。日程等詳細は、調整のうえ決定します。

申込み先：枚方市役所 市長公室 市民活動課

電話番号：072-841-1273（直通）

ファックス：072-841-5133（直通）

Eメール：skatudo@city.hirakata.osaka.jp

## 15. その他

- ① 応募及び使用許可の手続きに関する費用については、申請者の負担とします。
- ② 本募集要項に記載のない事由が発生した場合は、本市及び使用団体の双方で協議を行い決定するものとします。